

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

平成 28 年 4 月以降の電子入札の利用範囲について

平成 23 年 10 月から、契約管財局で取り扱う入札案件のほか、契約管財局以外の所属が発注する工事請負、物品買入及び物品借入等の一部について電子入札を実施し、平成 25 年 8 月からは、業務委託の一部及び測量・建設コンサルタント等の種目において電子入札を実施し、さらに、平成 26 年 4 月からは、業務委託の全ての種目において電子入札を実施しています。

電子入札に参加するためには、IC カードの取得をはじめ、事前に準備いただくことがあります。

詳しくは「大阪市電子調達システムヘルプデスク」**06-6945-4003** にお問い合わせいただくか、ホームページ (<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/index.html>) をご覧ください。

記

1 契約管財局以外で電子入札を利用している所属における電子入札の利用範囲

別紙のとおり

2 電子入札システムでの入札が不可能な入札等の取り扱いについて

次の要件に該当する場合には、電子入札システムでの執行が困難なため、紙により入札を執行します。

- (1) 複数の単価を設定する場合
- (2) 業務委託において、入札参加資格に工事種目又は測量・建設コンサルタント等種目を求める場合
- (3) 業務委託において、入札参加資格に工事種目及び測量・建設コンサルタント等種目を併記する場合
- (4) 業務委託及び測量・建設コンサルタント等において、指名競争入札で行う場合（ただし、公募型指名競争入札は除く。）
- (5) その他電子入札システムでの入札が不可能な場合

3 案件情報の公開場所

電子入札を行う案件情報はすべて、「大阪市電子調達システム>入札情報サービス」に掲載します。「大阪市ホームページ>事業者の方へ>入札契約情報」には、電子入札以外の案件のみ掲載していますので、ご注意ください。

**契約管財局以外で電子入札を利用している所属における電子入札の利用範囲
(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)**

(1) 交通局における電子入札の利用範囲 (交通局については、全ての入札案件を交通局で実施)

所属	工事請負	工事以外の請負 物品買入、物品借入	業務委託	測量・建設コンサルタント等
交通局	全件	40万円超	100万円超	全件

(2) その他の所属における電子入札の利用範囲

所属	工事請負		工事以外の請負 物品買入、物品借入	業務委託	測量・建設コンサルタント等
			(※4)		
都市整備局	全件	(※1)	10万円超	10万円超	全件
建設局	全件		10万円超	全件	全件
港湾局	全件		40万円超	全件	全件
水道局	全件		10万円超	全件	全件
教育委員会事務局	全件		40万円超	100万円超	全件
環境局	全件	(※2)	40万円超	全件	全件
消防局	全件		40万円超	100万円超	全件
経済戦略局	全件	(※3)	10万円超	10万円超	全件
中央卸売市場	全件		全件	全件	全件
人事室	全件		40万円超	40万円超	全件
総務局	全件		40万円超	40万円超	全件
市民局	全件		10万円超	10万円超	全件
財政局 (財務部)	全件		10万円超	10万円超	全件
財政局 (税務部)	全件		10万円超	10万円超	全件
福祉局	全件		40万円超	100万円超	全件
健康局	全件		40万円超	80万円超	全件
こども青少年局	全件		40万円超	100万円超	全件

※1 予定価格が 700 万円超の案件は、契約管財局で入札実施

※2 予定価格が 200 万円超の案件は、契約管財局で入札実施

※3 予定価格が 100 万円超の案件は、契約管財局で入札実施

※4 予定価格が 200 万円超 (物品借入は 140 万円超) の案件は、契約管財局で入札実施

◎上記 (※1～※4) に示すとおり、一定金額を超える予定価格の場合は、契約管財局で入札を執行しますので、ご注意ください。